

議案第百七号

港区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

港区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成四年港区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条、港区個人情報保護条例（平成四年港区条例第二号）第三十条及び港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成二十七年港区条例第二十八号）第二十六条」を「第十条第二項、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第二百五条第三項の規定により読み替えて準用する同条第一項及び港区議会の個人情報の保護に関する条例（令和四年港区条例第 号）第四十五条第一項」に改める。

第八条の見出しを「（秘密保持）」に改め、同条中「港区個人情報保護条例第二条第一号」

を「法第二条第一項」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説 明）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行による個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部改正を踏まえ規定を整備するほか、審査対象に議会個人情報を加えるため、本案を提出いたします。